

法科大学院協会，文部科学省及び
法曹三者による協議会
第1回会議 議事録

第1 日 時 平成19年5月25日（金） 自 午前10時17分
至 午前10時36分

第2 場 所 法務省20階 第1会議室

司法法制課長

法務省司法法制課長の井上でございます。ただ今から、法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会を始めさせていただきたいと思っております。

初めに、法務事務次官からあいさつを申し上げます。

大林法務事務次官

法務事務次官の大林でございます。

本日は、皆様、御多忙中お集まりいただきありがとうございます。

まず、本日皆様にお集まりいただきました経緯について、私の方から簡単に説明させていただきます。

平成14年12月6日に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」が成立し、法科大学院教育、司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保が国の責務とされました。その後、平成17年12月21日には、規制改革・民間開放推進会議第2次答申において、「司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努めるべきである。」とされました。

これらを踏まえ、法務省といたしましても、法科大学院教育、司法試験及び司法修習生の修習との連携の確保をどのように図っていくかについて検討し、このような協議会を設けることについて、法科大学院協会、文部科学省、最高裁判所及び日本弁護士連合会にお声をかけさせていただきましたところ、皆様に御快諾をいただき、本協議会を開催するに至ったという次第でございます。

新たな法曹養成制度がスタートしてから3年余りが経過し、いわゆる法学未修者コースの修了者も含めた法科大学院修了者が受験した新司法試験も、つい先日、実施されたところでございます。このような時期に連携をより一層充実、強化するための協議会を始めることができたことは大変意義深いことだと考えております。本協議会が実り多いものとなり得るよう努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

司法法制課長

それでは、協議会を進めるに当たりまして、進行役をお決めいただきたいと思います、御意見はございますでしょうか。

(一同意見なし)

それでは、開催の経緯等もございますので、法務事務次官の方が進行役を務めさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

(一同異議なし)

大林法務事務次官

それでは、私が進行役を務めさせていただきます。本日が第1回の協議会でございますし、御出席の方の中にはお互いにこれまで余り面識がなかったという方もおられるかと存じますので、最初に私から御出席の方々の御紹介をさせていただきたいと存じます。

まず、法科大学院協会の田中成明副理事長でございます。

田中法科大学院協会副理事長

よろしくお願いいたします。

大林法務事務次官

続きまして、文部科学省の結城章夫文部科学事務次官でございます。

結城文部科学事務次官

よろしくお願います。

大林法務事務次官

続きまして、最高裁判所の大谷剛彦事務総長でございます。

大谷最高裁判所事務総長

よろしくお願います。

大林法務事務次官

続きまして、日本弁護士連合会の明賀英樹事務総長でございます。

明賀日本弁護士連合会事務総長

よろしくお願いいたします。

大林法務事務次官

私のほか、今、御紹介させていただいた方に本協議会の構成員になっていただくということでもよろしゅうございましょうか。

(一同異議なし)

ありがとうございます。

それでは続いて、今日出席していただいている幹事の方々の御紹介もさせていただきたいと思えます。

法科大学院協会の長谷部恭男理事でございます。

長谷部幹事

よろしくお願いいたします。

大林法務事務次官

続きまして、文部科学省高等教育局の永山裕二専門教育課長でございます。

永山幹事

永山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大林法務事務次官

続きまして、最高裁事務総局の戸倉三郎審議官でございます。

戸倉幹事

戸倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大林法務事務次官

続きまして、日本弁護士連合会の谷眞人事務次長でございます。

谷幹事

谷でございます。よろしくお願いいたします。

大林法務事務次官

法務省の井上のほか、今、御紹介しました方々に本協議会の幹事をしていただくということでもよろしゅうございますか。

(一同異議なし)

それでは、合意書の調印に移らせていただきます。

お手元に「法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会の設置について（合意）」と題する文書を配布してございます。この文書の内容については、この内容でよろしゅうございますか。

（一同異議なし）

ありがとうございます。

それでは、御署名いただきたいと存じますが、よろしく願いいたします。

（署名）

また、お手元に「本協議会に関する確認事項」と題する文書も配付してございます。この確認事項の内容につきましても、この内容でよろしゅうございますか。

（一同異議なし）

ありがとうございます。

それでは、本日が第1回の協議会となりますので、協議会構成員の皆様から何か御発言などがありましたら賜りたいと存じます。

まず、田中副理事長、いかがでございましょうか。

田中法科大学院協会副理事長

このような会議に関しては、法科大学院協会の代表者としても、あるいはまた、法科大学院を始めとする法曹養成制度全体の制度設計に法曹養成制度検討会の委員として関与した者として非常にうれしく思っております。

法科大学院協会といたしましては、この法曹養成制度の中で法科大学院がいろいろな課題を抱えているということは重々認識しておりまして、もちろん、法科大学院の内部で自主的に努力して解決すべき問題も多々ございます。ただ、何と言いましても、法科大学院というのは法曹養成制度の一環として設立、運営されておりますので、関係者の方々の御理解と御協力をいただかないと打開できない問題もございますので、私どもといたしましては、自己規律その他、早く法科大学院が司法制度改革の趣旨を実現できるように、自己努力していきたいと考えております。関係の皆様方にも御理解、御協力をいただいて、法科大学院のみならず法曹養成制度全体が早く安定化して、質、量ともに豊かな法曹を生み出せる条件が早くできるように御協力いただければありがたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

大林法務事務次官

続きまして、結城事務次官、お願いいたします。

結城文部科学事務次官

法科大学院制度を所管する立場から一言申し上げたいと思います。

法科大学院は、プロセスとしての新たな法曹養成制度の中核をなすプロフェッショナルスクールとして平成16年度から順次開設されまして、現在は74校となっております。

各法科大学院におきましては、理論的教育と実務的教育を架橋する法曹養成制度を実現すべく、少人数制を基本とした双方向性・多方向性授業の実施やそれを可能とするための実務科教員の充実など、実務との架橋を強く意識した教育が行われております。一面では、法科大学院というのは大学、大学院全体の改革を大きく前進させる牽引力を持つものとしても位置づけられておるわけでございます。

平成18年度末、つまり今年の3月には初めて法学未修者の修了者が輩出されたところで

すが、18年度の修了者全体の修了認定状況は、対前年度12ポイント減の80.6%となりました。この結果については、法科大学院関係者の厳格な成績評価・修了認定の取り組みが着実に成果を上げてきているのではないかと感じているところです。

文部科学省といたしましても、この厳格な成績評価・修了認定につきましては、法科大学院制度の根幹であるとの認識のもと、従来から法科大学院設置後の「設置計画履行状況調査」などを通じて各法科大学院に強くその充実をお願いしてきているところであります。

また、法曹養成機関としての教育水準の維持、向上を一層図るために、平成18年度からは第三者評価機関による適格認定が開始されており、21年度までにすべての法科大学院が受審することとなっているところであります。

文部科学省といたしましては、法科大学院の優秀な修了者が一人でも多く法曹に羽ばたくなることができるよう最大限の努力を行うとともに、今回ここにお集まりの皆様と有機的に連携することにより、法科大学院教育の更なる質の向上、ひいては真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に尽力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

大林法務事務次官

ありがとうございました。

続きまして、大谷事務総長、お願いできますか。

大谷最高裁判所事務総長

最高裁は司法修習を主に担当するわけですが、昨年法科大学院を修了して、第1回の新司法試験に合格いたしました新60期の修習生に対しまして、新しい修習を昨年11月から行っている最中ですが、修習の終了試験に合格いたしますと、いよいよ今年暮れにはこれらの方が法曹となって社会に出ることになります。プロセスとしての法曹養成制度の成果が示されるということになります。

何と言いましても、このプロセスの中核を担うのは法科大学院でございます。法科大学院に対しましては、法曹になるために必要な体系的な法律知識と法的な思考力を養うための充実した法理論教育を行うということが期待されております。

司法修習においては、このような法科大学院教育の成果を基礎として、その上に応用範囲の広い基本的な実務能力の習得に重点を置いた司法修習を実施するというところで、修習の具体的内容と指導方法についてさまざまな工夫をし、短い期間で効果を上げるべく懸命な努力をしているというところでございます。これからの多様な法的なニーズに対応できる柔軟な思考力を備えた優れた法曹を多数輩出するためには、法曹養成プロセスの各段階を担う機関が十分に連携を図って、システムが全体として有効に機能していくということが不可欠であろうと思います。

このような法曹の養成のプロセスの有機的な連携を確保するための基盤として、この協議会が設けられたということは、大変有意義だと思います。協議会がこの使命を果たすために、裁判所は、この協議会の構成員として懸命に努力してまいりたいと思います。また、この協議会の下にワーキンググループができるということでございますので、ワーキンググループには建設的な協議を行うための実証的で信頼性の高い検証を期待したいと思います。よろしく願いいたします。

大林法務事務次官

ありがとうございました。

続きまして、明賀事務総長、お願いできますか。

明賀日本弁護士連合会事務総長

法科大学院を中核とする法曹養成制度は、我が国の司法が従来からの小さな司法から大きな司法へと転換する中で、どのようにして質の高い法曹を養成していくべきかという検討の中から生み出されたものであり、すべての司法改革課題の、いわば基礎的な部分を形づくっています。この制度により輩出された質の高い法曹が社会のあらゆる分野に進出することは、法の支配を社会の隅々まで及ぼし、我が国を真の民主主義国家とするための基本的なインフラ整備であるということができると思います。

この法曹養成制度が養成過程のプロセスを重視する制度である以上、法科大学院教育、司法試験、司法修習、そして実務についての研修が一体として有機的に関連し、一連のプロセスとして効果的な養成制度となっていることが不可欠であると考えます。今年の秋には、いわゆる法学未修者である法科大学院卒業生が初めて受けた司法試験の結果が明らかになります。法科大学院教育の真価がまさに問われることとなりますが、法科大学院教育が適切になされているか、司法試験がその成果を正しく試すものになっているのかという点につき、精力的に検証することが求められていると思います。また、司法試験、新司法試験の合格者に対する司法修習制度も従来のもから変更されています。この新司法修習と法科大学院教育の連携が適切に保たれているかという点につきましても、可能な限り早い時期に検証作業に入るべきであると考えています。

日弁連としましても、新しい法曹養成制度が着実に軌道に乗るために、今後とも本協議会に対してできる限りの協力をする決意しております。

以上であります。

大林法務事務次官

ありがとうございました。

今の皆様の御発言の中にありましたように、新たな法曹養成制度については、課題も少なくないというふうに思われます。司法の将来を考えますと、ここにお集まりの五者が、立場はそれぞれ異なっていますが、相互に有機的な連携をして、質、量ともに充実した法曹を養成していくことが極めて重要なことであると存じます。そのような有機的連携の在り方を協議する場としての本協議会を実りあるものとするため、関係各位の御指導・御協力をいただきながら、司法試験を所管しております法務省といたしましても積極的に関与していく所存ですので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、今後の進め方について、幹事の井上の方から説明させていただきます。

井上幹事

まず、合意書にございますとおり、早速に本協議会のもとに検証ワーキンググループを設けることとなっております。そこで、法科大学院における成績、司法試験における成績等との相関関係を検証して、その在り方を協議する作業を開始するということになるわけでございます。

今回の協議会の日程や協議事項につきましては、作業の状況等諸般の事情を踏まえまして、別途幹事会で整理、調整の上で決定させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

大林法務事務次官

それでは、本日はこの程度にいたしたいと存じます。

今後もこの協議会におきまして、五者で緻密に連携しながら協議会を実りあるものにしていきたいと思っておりますので、協議会の皆様方、関係機関の皆様方の御協力をお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

—了—